二　営業者に対する支援に関する事項

1　組合及び連合会による営業者の支援

⑴　衛生知識・意識向上

ア　衛生管理の研修会等の開催

イ　衛生管理のパンフレット作成等

ウ　衛生管理に関する衛生基準の設定

エ　ポスター等による消費者広報

⑵　施設・設備の改善

施設・設備の改善

⑶　消費者利益の増進・商品の提供方法

ア　接客の基本となるマニュアルの作成・普及啓発

イ　消費者を対象とした純氷に関するパンフレットの作成

ウ　苦情相談窓口の開設や苦情処理の対応に関するマニュアルの作成

エ　消費者に対する地域の氷雪販売業の役割の広報

⑷　経営管理の合理化・効率化

先駆的経営事例、地域的経営環境条件、氷雪販売業の将来展望に係る情報収集・情報提供

⑸　営業者・従業者の技能向上

研修会・講習会、定期的開催等教育研修制度の充実強化

⑹　事業の共同化・協業化

事業の共同化・協業化の企画立案・指導

⑺　仕入れ方法の工夫、取引関係の改善

ア　専用器具についての連合会による受注生産制度の維持

イ　冷凍庫及び機器等について業者等との取引条件の改善

⑻　従業者の福利充実

ア　労働条件の整備

イ　健康管理充実のための支援

ウ　福利厚生の充実

エ　医療保険、年金保険及び労働保険の加入等の啓発

オ　共済制度（退職金、生命保険）の整備・強化

⑼　事業承継、後継者支援

成功事例等の経営知識の情報提供

2　行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上

⑴　都道府県指導センター

ア　経営改善指導、助言

イ　消費者の苦情・要望を営業者に伝達

ウ　消費者の信頼向上

エ　保健所・都道府県と連携した組合加入促進策

オ　後継者育成事業（中高校生を対象とした生活衛生関係営業への理解促進）

⑵　全国指導センター

ア　経営改善に役立つ情報データの収集・整理・提供

イ　苦情マニュアルの作成

⑶　国、都道府県

食品衛生に関する監督指導、情報提供

⑷　日本政策金融公庫

ア　営業者が利用しやすい融資の実施

イ　生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握・分析及び情報提供

ウ　災害時等における相談窓口の設置

第五　営業の振興に際し配慮すべき事項

氷雪販売業においては、他の生活衛生関係営業事業と同様に、衛生水準の確保と経営の安定の他に、営業者の社会的責任としての環境の保全やリサイクル対策の推進に努めるとともに、時代の要請である少子高齢社会への対応、地域との共生といった課題に応えていくことが要請される。個々の営業者の取り組みが中心になる課題と、関係者が支援することで推進が図られる課題とがある。

こうした課題へ適切に対応することを通じて、地域社会に確固たる位置づけを確保することが期待される。

1　環境の保全の推進

⑴　営業者に期待される役割

ア　設備の改善等必要な措置の実施、環境保全への協力

イ　騒音等公害防止に関する法令の理解

⑵　組合・連合会に期待される役割

ア　食品循環資源等の再生利用の仕組みの構築

イ　業種を超えた組合間での相互協力

ウ　組合員以外の営業者への参加促進・普及啓発

⑶　日本政策金融公庫に期待される役割

融資による営業者への支援

2　省エネルギーの強化

⑴　営業者に期待される役割

ア　エネルギーの使用に際しての温室効果ガス排出削減に配慮

イ　配達等に使用する車にクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）を導入

ウ　冷凍・冷蔵設備等の機器について、省エネルギー性能の高い機器の導入

⑵　組合・連合会に期待される役割

ア　地域における食生活の改善の支援

イ　食品の安全性に関する知識普及の支援

3　少子高齢社会への対応

⑴　営業者に期待される役割

少子化が進み消費者が高齢化することを考慮した従業者への教育及び研修の実施

⑵　日本政策金融公庫に期待される役割

融資による営業者への支援

4　地域との共生

⑴　営業者に期待される役割

ア　地域における街づくりに参加・共生

イ　道路交通法等の新たな法令改正への的確な対応

⑵　組合・連合会に期待される役割

ア　社会活動の企画・指導の指導員育成

イ　業種を超えた相互協力

ウ　地域における特色ある取組支援

（別表１）氷雪販売業の営業者等の利用できる施設設備（平成23年４月１日現在）

貸付対象者	施設又は設備
営業者	
省エネルギー設備〔特利③〕	・太陽熱利用冷温熱装置
	・太陽光発電設備
	・風力発電設備
省エネルギー設備〔特利②〕	・建築物の省エネルギー性能向上に資する設備、機器及び建築材料
	・グリーンエネルギー自動車